

第一条第十三号中「又は第一項」を「若しくは第二項」に改め、「又は特許法第百三十三条第一項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）」の下に「又は特許法第三条を次のように改める。」を加える。

（特定処分等の指定）

第三条 法第四条第一項の政令で定める処分は、次に掲げる処分とする。

一 特許法第十三条第四項（実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定手続その他通商産業省令で定める手続の無効の処分

二 法第七条第三項又は特許法第十八条（法第四十一条第一項及び実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定手続その他通商産業省令で定める手続の無効の処分

三 特許法第十七条第一項（実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定（国際出願等に係るものを除く。）

四 審判長、審判官又は審査官が行う審決、査定若しくは決定又はこれらの取消し（再審に係るもの）を除く。）

五 特許法第一百四十七条第一項（同法第一百五十一条（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による調書の作成合を含む。）及び実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による調書の作成第六条を次のように改める。

（特定通知等の指定）

第六条 法第五条第一項の政令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令（国際出願等に係る第一号から第十号まで、第十六号及び第十七号に掲げる通知又は命令（平成十一年一月一日以後に請求された拒絶査定に対する審判が特許庁に係属している場合にするものを除く。）及びに平成十一年一月一日前にされた拒絶査定に対する審判の請求に係る第一号から第四号まで及び第六号から第十七号までに掲げるものを除く。）とする。

一 法第七条第一項、特許法第十七条第三項（法第四十一条第一項及び実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）又は特許法第一百三十二条第一項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による特定手続の補正の命令（審査又は拒絶査定に対する審判に係るものに限る。）

二 特許法第二十三条第一項（実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令（審査又は拒絶査定に対する審判に係るものに限る。）

三 特許法第二十三条第三項（実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知（審査又は拒絶査定に対する審判に係るものに限る。）

四 特許法第三十九条第七項又は実用新案法第七条第六項の規定による命令（審査又は拒絶査定に対する審判に係るものに限る。）

五 特許法第四十八条の五第一項（実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による通知

六 特許法第五十条（同法第一百五十九条第一項及び第一百六十二条の三第一項（これらの規定を実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）並びに実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による通知

七 特許法第五十一条第一項（実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による決定の臍本の送達

八 特許法第五十三条第三項（同法第一百五十九条第一項及び第一百六十二条の三第一項（これらの規定を実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）並びに実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による決定の臍本の送達

九 特許法第五十四条第一項（同法第一百五十九条第一項及び第一百六十二条の三第一項（これらの規定を実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）並びに実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による却下の決定に係る通知であつて、通商産業省令で定めるもの

十 特許法第六十三条第一項（同法第一百六十一条の二第三項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）及び実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による査定の臍本の送達

十一 特許法第一百三十七条第一項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による審判に係る通知であつて、通商産業省令で定めるもの（拒絶査定に対する審判に係るものに限る。）

十二 特許法第一百四十五条第三項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による書面の送達（拒絶査定に対する審判に係るものに限る。）

十三 特許法第一百五十条第五項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による証拠調の結果の通知（拒絶査定に対する審判に係るものに限る。）

十四 特許法第一百五十六条第一項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による審理の終結の通知（拒絶査定に対する審判に係るものに限る。）

十五 特許法第一百五十七条第三項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による審決の臍本の送達（拒絶査定に対する審判に係るものに限る。）

十六 特許法第一百八十九条（実用新案法第五十五条第五項において準用する場合を含む。）の通商産業省令で定める書類の送達であつて、通商産業省令で定めるもの

十七 特許法第一百三十四条第三項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による尋問又は特許法第一百九十四条第一項（実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による求めに応じて提出された物件に係る通知であつて、通商産業省令で定めるもの

十八 特許法第一百三十四条までを次のように改める。

（特定手続の記録事項）

第十八条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織の使用に代えて磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、通商産業省令で定めるところにより、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを特許庁に提出しなければならない。

（書面の提出による手続の指定）

第九条 法第七条第一項の政令で定める手続は、第一条第十一号（法第十五条第一項の規定による特許料等の納付に関する申出に係るものに限る。）、第十三号（手数料の納付のみの補正をその内容とするものに限る。）及び第十四号から第十八号までに掲げる特定手続とする。

（磁気ディスクへの記録を求める期間）

第十条 法第七条第一項の政令で定める期間は、三十日とする。

（特定手続以外の特定手続等の指定）

第十二条 法第七条第一項の政令で定める手続は、特許法第一百七条第一項の特許料又は同法第一百十二条第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料又は割増登録料の納付の申出であつて、通商産業省令で定めるものとする。

第十二条から第十四条まで 削除

第十八条中「第八号」を「第七号の二」に改め、「第十号まで」の下に「、第十一号の二」を加え（平成五年改正政令の一部改正）

第九条 平成五年改正政令の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項の表第一条第九号の項中「届出であつて、通商産業省令で定めるもの」を「届出」に改める。

附則第二条第四項の表第六条第一号の項を削る。